



平成20年度  
市民提案型まちづくり事業  
大募集



受付期間 **5** 月 **7** 日(水) ~ **5** 月 **23** 日(金)

4月上旬より市民協働課にて募集要項を配布します

豊明市では地域に対する愛情を持ち、地域を自分たちの力でより良いものにしていこうという皆さんの活動を応援しています。そのために、『市民提案型まちづくり事業支援制度』という新しい財政支援制度を始めました。

この制度は「公益事業委託コース」と「はじめての一步補助金（市民活動推進補助金）コース」の2種類からなる、企画公募型の新しい財政支援制度です。まずは、意欲ある企画の提案をお待ちしています！

お問い合わせ  
豊明市役所市民協働課

0 5 6 2 - 9 2 - 8 3 0 6

応募要領、応募用紙は市民協働課  
ホームページからも入手できます

<http://www.city.toyoake.lg.jp/siminkyodo/index>

# まちづくり 公益事業委託 コース

# 1 事業上限 25 万円

まちづくり公益事業委託コースは、行政だけで解決することは難しい地域固有の課題のうち、特に公共性・公益性が高いものについて市民活動団体が取り組むモデル的な事業を、豊明市の委託事業として実施するものです。  
平成20年度より新しく始まった制度です（予算総額 50万円）

## 1 対象団体

非営利で公益を目的とした市民活動を行っている、5人以上の会員で組織された豊明市内で活動する団体（例：NPO、ボランティア団体、区・町内会、子ども会、老人会等）ただし、選挙、政治、宗教又は営利活動を目的とする団体を除きます。

## 2 対象事業

市民活動団体からの自由な発想によるフリーテーマ



## 3 委託料

- ・ 委託料は事業実施に係る経費すべてとし、1事業あたりの上限額は25万円とします。（千円単位）
- ・ 参加者等から実費程度の負担金を徴収したり、提案グループの自己資金を追加したりして事業費にあてることができます。

## 4 対象経費

対象となる経費は下記のものとなります。

科目	経費の種類
人件費	対象事業に係るスタッフ等の人件費
報償費	講演会の講師への謝礼など
旅費	交通費、宿泊費など
需用費	資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスターの印刷費、材料費、消耗品費など
食糧費	茶菓子代程度
役務費	通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料、通行料など
備品購入費	事業実施に必要な不可欠な備品
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

《対象とならない経費の例》

事務所の家賃や光熱水費、懇親会費、団体運営に係る人件費、委託金額の1/2を超える人件費 等  
また、事業費の全額又は大部分が単に備品を購入する経費である事業については、採用の対象としません。

## はじめての一步 補助金 コース

# 1 事業上限 10 万円

## 補助対象経費の 2 分の 1 以内

地域課題を解決するために、新たに芽生えた市民団体が行う公益的事業の企画に対し企画した市民団体の自主性やアイデア、主体性を尊重しながら支援を行うことを目的として、補助金を交付するものです。

(予算総額 30万円)

### 1 対象団体

非営利で公益を目的とした市民活動を行っている、5人以上の会員で組織された豊明市内で活動する団体とします。ただし、選挙、政治、宗教又は営利活動を目的とする団体及び市から当該団体の運営に関する補助を受けている団体を除きます。

### 2 対象事業

次のいずれかに該当することが条件です。

申請日現在で、活動開始から3年以内の団体であること

すでに活動開始から3年以上経過しているが、今回補助金の申請をする新たな事業に取り組んで3年以内であること

活動内容は従来のおりだが、従前より規模や対象者等が拡充された事業に取り組むものであること



### 3 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内で、上限10万円、単年度限りの補助とします。(千円単位)

### 4 対象経費

補助対象となるのは下記の経費です。

科目	経費の種類
報償費	講演会の講師や調査・研究等を専門家へ依頼した場合の謝礼など
旅費	交通費、宿泊費など
需用費	資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスターの印刷費、材料費、消耗品費など
食糧費	茶菓子代
役務費	通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料、通行料など
備品購入費	事業実施に必要不可欠な備品
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

《対象とならない経費の例》

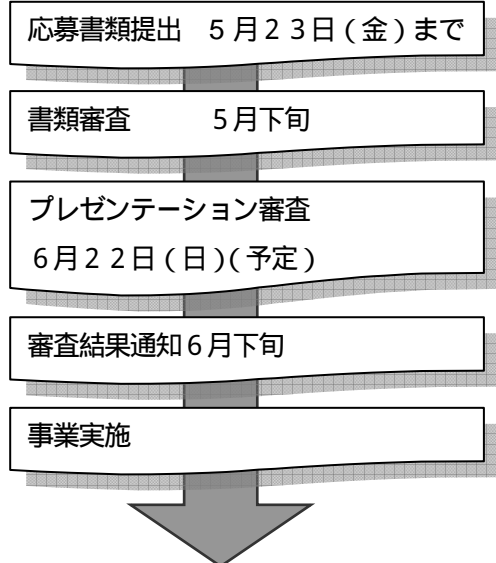
当該事業に関わる団体の人件費、事務所の家賃や光熱水費、懇親会費、等

また、事業費の全額又は大部分が単に備品を購入する経費である事業については、採用の対象としません。

## 応募するには？

必要書類（企画書等）を市民協働課に提出してください。  
募集要項及び申請書は市民協働課窓口または市民協働課ホームページより入手できます。  
企画の決定は、書類審査、及びプレゼンテーション審査（3分）により決定します。

**たくさんの応募をお待ちしています  
まずは、市民協働課までご相談ください！**



## 平成19年度採用事業（はじめの一步補助金）

平成19年度採用された事業は下記の事業でした。

団体名	事業名
プリザーブドフラワーポエム	親子で作ろう！プリザーブドフラワー
JA あいち尾東豊明たすけあい「けやきの会」	地域の伝承料理による食育事業
いのちをはぐみ平和をねがう合唱団「ほっと・夜明け」	安心安全なまちの歌作り
豊明乱舞	鳴子踊り普及事業
NPO 法人環境研究所豊明	体験炭焼き講座
ちょうどえいがプロジェクト豊明	ドキュメンタリ映画「1/4の奇跡」の上映会

このパンフレットは平成20年度市民提案型まちづくり事業の概要をまとめたものです。

詳細は、市民協働課窓口及びHPにて配布する「募集要項」をご覧ください。  
事業企画にあたってご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

豊明市役所市民協働課 市民活動推進係  
〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1  
TEL 0562-92-8306（直通） E-mail kyodo@city.toyoake.lg.jp  
URL [www.city.toyoake.aichi.jp/siminkyodo/index](http://www.city.toyoake.aichi.jp/siminkyodo/index)

